学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）	第二十二条第二項第一号及び第二十三条第二項第一号	高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程	職業能力開発短期大学校	成績			
学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）	第二十三条の二第一項第三号ロ(1)	第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学	編入学等	職業能力開発短期大学校に	第二十三条の二第二項第三号イ	GPA等をいい、構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学をした者については、その編入学の前に在学していた職業能力開発短期大学校において履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものを含む	職業能力開発短期大学校
						確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等	
					第二十三条の五第一号	学部等をいい、職業能力開発短期大学校にあっては専攻科をいう	
						学部等をいう	
	第十条第一項第二号イ	第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学	編入学等		第二十三条の五第一号	第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学	編入学
						構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学	
大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）							

確認大学等に在学しなくなった	職業能力開発短期大学校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）に在学しなくなった	第十条第二項第二号イ	職業能力開発短期大学校	確認大学等に入学した	職業能力開発短期大学校に入学した	GPA等（構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学をした者については、その編入学の前に在学していた職業能力開発短期大学校において履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものを含む。）	職業能力開発短期大学校
						確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等	
						学部等をいう	学部等をいい、職業能力開発短期大学校にあっては専攻科をいう
		第十一条第二項	第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学			第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学	構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学

本則に次の二条を加える。

（国立大学法人法の特例関係）

第十四条　法第三十四条の規定の認定に係る国立大学法人に対する国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第一条の三の規定の適用については、同条中「法第十一条第八項」とあるのは「法第十一条第八項（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「法、」とあるのは「法及び構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する法第三十四条の二、」と、「及びこの省令」とあるのは「並びにこの省令」と読み替えるものとする。

第十五条　国立大学法人は、法第三十四条の規定により読み替えて適用される国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十四条の二の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　当該国立大学法人が貸し付ける土地等（次項において「土地等」という。）の所在地

二　当該貸付けの方法及び期間

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項